七　払込金額
イ　価格競争入札発行
国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
八千百四億千三百十五万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行
七百七十四億九千百九十六万円
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行
三百十六億四千七十万円
八　最低額面金額
五万円
九　振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日
平成二十八年四月十八日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行
国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行
額面金額百円につき十円三十五銭以上のそれぞれの応募価格
ロ
額面金額百円につき百十一円二銭
十二　利率
年〇・八パーセント
十三　経過利子の払込み
募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{29}{365}$$

平成二十八年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　初期利子
毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　第二期以後の利子
平成五十八年三月二十日
十六　償還期限
額面金額百円につき百円
十七　償還金額
日本銀行
十八　元利金支払場所
財務大臣から通知を受けた者
十九　入札参加者
平成二十八年四月十八日
二十　払込期日

○財務省告示第百五十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年四月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年五月十三日

一　名称及び記号
利付国庫債券（三十年）（第八回、第十四回、第十五回、第二十回、第二十一回、第二十二回、第二十四回、第二十五回、第二十七回、第二十八回、第二十九回、第三十回、第三十一回、第三十二回、第三十三回、第三十四回、第三十五回、第三十六回、第三十九回、第四十回、第四十二回、第四十五回、第四十六回及び第四十九回）及び利付国庫債券（四十年）（第一回、第二回、第五回及び第七回）

二　発行の根拠法律及びその条項
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項第三号の規定に基づく社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法
利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

五　募入決定の方法

$$\frac{\text{100＋表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り＋募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

（別表のとおり）
募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

$$\text{各発行対象国債の額面金額の総額}\times\text{各発行対象国債の利率}/100\times\frac{\text{各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）}}{365}$$

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\text{各発行対象国債の利率}/100\times1/2$$

六　発行額
額面金額で三千九百八十五億円
内訳（別表のとおり）
七　払込金額
五千五百九十二億五千五百二十三万円
八　最低額面金額
五万円
九　振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日
平成二十八年四月十一日
十一　発行価格
発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額
（別表のとおり）
額面金額百円につき百円
銘柄毎の基準利回は、平成二十八年四月七日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十八年四月七日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。
十二　利率
（別表のとおり）
十三　経過利子の払込み
（別表のとおり）
十四　利子
（別表のとおり）
十五　償還期限
（別表のとおり）
十六　償還金額
額面金額百円につき百円
十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り
日本銀行
十八　元利金支払場所
財務大臣から通知を受けた者
十九　入札参加者
平成二十八年四月十一日
二十　払込期日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（三十年）（第八回）	一・八％	平成四十四年十一月二十二日	四億円
利付国庫債券（三十年）（第十四回）	二・四％	平成四十六年三月二十日	五億円